

会員の懲戒処分について

登録上場会社等監査人である会員に対して、2026年9月7日付けで日本公認会計士協会会則（以下「会則」という。）第67条（会員及び準会員の懲戒）第1項の規定に基づく懲戒処分を行ったことから、同第70条（懲戒処分等の公示及び公表）第2項第3号の規定により、下記のとおり公表する。

記

1. 関係会員の氏名等

- (1) 太陽有限責任監査法人
- (2) Y 1 会員～Y 3 会員

2. 懲戒処分の種別

- (1) 太陽有限責任監査法人

会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止 2 か月
(2026年9月7日から2026年11月6日まで)

- (2) Y 1 会員及びY 2 会員

会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止 5 か月
(2026年9月7日から2027年2月6日まで)

- (3) Y 3 会員

会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止 6 か月
(2026年9月7日から2027年3月6日まで)

3. 懲戒処分の理由

会則第51条（監査業務における禁止行為）第2号に該当し、同第67条第1項第3号に該当するため。

4. 事案の概要

- (1) 前提事実

東証マザーズに上場していたA社は、証券取引等監視委員会からの指摘により、2018年12月期にB社に対して製品売上を計上した取引、並びに、2020年12月期においてB社に対する売掛金及び現金を対価としてB社の第三者割当増資を引き受け、同社を子会社化した取引に関連する、過年度の会計処理及び開示の訂正の要否を検討する必要が生じたことを受け、第三者委員会を設置して調査を実施した。

その結果、収益認識の要件を満たさない売上計上、売上の早期計上、役員貸付金への貸倒引当金過少計上をはじめ、複数の不適切な会計処理が認定されたため、2016年12期から2021年12期までの訂正報告書を提出した（訂正①）。

その後、上述の訂正①に係る訂正報告書について、印刷会社のシステム等への入力時の人為的なミス等により複数の誤りが判明したとして、改めて訂正後の財務諸表監査（以下「訂正監査」という。）を受けることなく、訂正①の監査報告書を添付した上で再度訂正報告書を提出した（訂正②）。

さらに、A社は、上述の訂正②に係る訂正報告書に含まれる財務諸表等に対し、訂正監査を受けた上で、再び訂正報告書を提出した（訂正③）。

(2) 不備の内容・特定した法令等違反事実

当該事案について、当協会の監査・規律審査会における基礎調査及び規律調査の結果、懲戒処分が相当であるとして、綱紀審査会に回付された。

綱紀審査会が審査した結果、関係会員が実施した2018年12月期から2021年12月期までの関与期間に係る訂正前財務諸表監査及び2016年12月期から2022年12月期第1四半期までの訂正監査等においては、監査の基準における以下の要求事項が遵守されていなかった点が認められた。

① 2018年12月期から2021年12月期までの訂正前財務諸表に係る監査

ア. 売上高に関するリスク対応手続において、監査基準委員会報告書（以下「監基報」という。）240「財務諸表監査における不正」第F11-2項、第29項及び第F35-2項

イ. 事後判明事実の発生による売上高の遡及的検討手続において、監基報240第31項(3)及び監基報315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」第30項

② 2019年12月期から2021年12月期までの訂正前財務諸表に係る監査

貸付金に関するリスク対応手続において、監基報540「会計上の見積りの監査」第12項

③ 2016年12月期から2022年12月期第1四半期に係る訂正監査等

財務諸表の表示及び注記事項の妥当性の検討手続並びに財務諸表の適正表示に関する評価手続において、監基報330「評価したリスクに対応する監査人の手続」第23項、監基報560「後発事象」第13項、第14項、監基報700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第10項から第12項、監査・保証実務委員会実務指針第103号「訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する実務指針」第10項及び監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」第35-2項

また、審査においても、監査チームの実施した手続及び結果に同意しており、上述の不備を指摘していなかったと認められる。

なお、関係会員は、綱紀審査会が申し渡した審査結果に対して、2025年9月5日付けで審査申立てを行ったが、適正手続等審査会で審査した結果、2026年7月29日付けで、当該申立ては棄却された。

5. 懲戒処分の効力が生じた年月日

2026年9年7日

以 上

※「会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止」とは、本会の会員としての権利を制限するものであり、監査業務を始めとした公認会計士業務を制限するものではありません。

※監査事務所の名称については、公表期間満了後（会員権停止の期間経過後）に非特定化措置を講じた上で、公表した事項の開示を継続しております。

※監査の基準等は、当時に適用されている基準等であり、現在適用されているものとは異なる場合があります。

（根拠規定）

日本公認会計士協会会則（第2編 公認会計士に係る諸制度—第2章 品位保持）

第1節 職業規範の遵守

（監査業務における禁止行為）

第51条 会員は、財務書類の監査業務を行うに際して、次の行為を行ってはならない。

（1） 故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして意見又は結論を表明すること。

（2） 相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして意見又は結論を表明すること。

（3） 財務書類に対する意見表明又は結論表明の基礎を得ていないにもかかわらず、意見又は結論を表明すること。

第4節 懲戒

（会員及び準会員の懲戒）

第67条 会長は、会員及び準会員の綱紀を保持肅正するため、次の各号のいずれかに該当する会員及び準会員に対し、懲戒処分をすることができる。

（1）～（2） （省略）

（3） 会員が財務書類の監査業務を行うに際して、第51条各号に掲げるいずれかの行為を行ったとき。

（4）～（10） （省略）

2 懲戒処分は次の5種とし、第1号から第4号までを主たる懲戒処分とし、第5号を付加する懲戒処分とする。

（1） 戒告

（2） 会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止（以下「会員権停止」という。）

（3） 除名

（4） 本会からの退会の勧告（以下「退会勧告」という。）

（5） 金融庁長官の行う登録の抹消又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求（以下「行政処分請求」という。）

3 会員権停止により停止される権利は、次のとおりとする。

（1） 総会に出席して表決する権利

（2） 役員の選挙権及び被選挙権

(3) 会長に意見具申し、又は建言する権利

(4) 本会の会議に出席する権利

4～8 (省略)

(懲戒処分等の公示及び公表)

第70条 会長は、懲戒処分をしたとき（前条第3項の規定により重ねて会員権停止の懲戒処分をしたときは、処分決定の通知をしたとき）は、その旨を会報及び会員専用ウェブサイト（本会ウェブサイトのうち、会員及び準会員のみが閲覧することができる部分をいう。）に掲載することにより公示する。

2 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による公示に加えて、懲戒処分をした旨を本会ウェブサイトに掲載することにより公表する。

(1) 懲戒処分の種別が退会勧告である場合

(2) 懲戒処分の種別が会員権停止（6か月以上のものに限る。）であつて、次のいずれかに該当する場合

ア 行政処分請求が付加された場合

イ 懲戒処分の対象となる行為と実質的に同一の行為につき行政処分が既になされている場合

(3) 懲戒処分を受けた会員が、登録上場会社等監査人である場合

3～5 (省略)